

00475

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十一月十一日

火曜日

第千二百八十三號

鳥取縣知事 八田三郎

告示

◆鳥取縣告示第八百七十三號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號中左ノ通改正ス

昭和十六年十一月十一日

生しひたけノ次ニ左ノ通加フ

椎の實	一、五〇	○、一八
にんにく	一、〇〇	○、一二
なめたけ	四、一五	○、五〇
しめじ	八、〇〇	一、〇〇
其他ノ茸類	二、五〇	〇、三〇
	一、五〇	○、一八
	一、〇〇	○、一二
	四、一五	○、五〇
	八、〇〇	一、〇〇
	二、五〇	〇、三〇

◆鳥取縣告示第八百七十四號

家畜傳染病預防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ因ル牛ノ傳染性流產豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日

彙報

本縣賃金統制の現状

低物價政策と賃金統制令
各所定賃金の嚴守を要す

(保安課)

ると共に、賃金の凹凸を調整し、労務者の生活安定を圖つて労働能率の向上を期し、併せて労務の需給を圓滑ならしめることを目指してあるのである。

それでは賃金統制令の内容はどうかといふと、大体

◆世界は一步々々戦争の渦中に投げられつゝある。我が國も

また此の中であつて支那事變處理、大東亜共榮圈確立に邁進してゐるのであるが、これが成否は一に戦時經濟の運營如何にあるといつても過言でない。

そこで今我が國は限りある經濟力、即ち人・物・金を如何に有効適切に運營して所期の目的を完遂するかに總力をあげてゐるのであつて、政府に於てはこれが一助として労務者の賃金に對してもさきに國家總動員法に基いて賃金統制令を施行せられたのである。

◆この賃金統制令の趣旨とするところは、戦時下堅持せらるべき低物價政策に基調を置いて労務者の賃金水準の昂騰を抑制す

第五 指定期日の賃金水準に依る方式

第六 協定賃金加入命令に依る方式

第七 總額制限方式

の五つの統制方式があるが、第一と第二の方式は主として工場(工場法の適用の有無を問はず)鑛山に對しての統制方式であるのでこゝでは省略して、主として自由労働者の賃金統制に最も關係の深い第三以下の方式について記することとする。

◆第三の協定賃金は雇用主相互間に於て又は指定組合或は團體に於て賃金の協定をなし、地方長官の認可を受けたものであつて、現在までの處本縣で協定賃金の認可せられて居るもの(工場關係を除く)を列舉すると

適用事業の種類	認可告示年月日	縣告示番號	申 請 者	摘要	要
畜産業、養蠶業、林業	昭和一五、四、九	第二三三號	鳥取縣農會、鳥取縣畜產組合聯合會	昭和一六、五、二三日縣告示	
林業	同 一五、五、七	第三三四號	鳥 取 縣 山 林 會	第四二七號ヲ以テ一部改正	
水 産 業	同 一五、六、二二	第四四五號	鳥 取 縣 水 產 會		
貨物運送事業	同 一六、七、四	第五五一號	鳥取有限會社 外十二名		
旅客自動車運送事業	同 一六、七、四	第五五〇號	日ノ丸自動車會社 外七名		
土木建築業	同 一六、九、五	第七〇九號	鳥 取 土 木 建 築 工 業 組 合	昭和一五、四、一九日縣告示	
免許小運送業	同 一六、九、一二、第七三七號		鳥取縣免許小運送業組合聯合會	昭和一五、四、一九日縣告示 第二七四號ヲ一部改正	
であつて、右協定賃金の加入者は、當該事業のために労務者を雇用する時は必ずこの協定賃金に依つて賃金の支拂をせねばならぬことになつてゐる。				昭和一五、七、二日縣告示 第四九一號ヲ改正	
この場合常時十人以上の労務者を雇用する雇用主は法定の賃金臺帳を作成して備へ置き、賃金支拂の翌月末日までに所定事項を記入せねばならぬ。又協定賃金の範圍内に於て賃金規則を作成し關係労務者に周知せしめると共に、三十日以内(變更の場合は其の日より十四日以内)に之を地方長官に報告することになつてゐる。					

◆第四の協定賃金加入命令によるものでは、本縣に於ける協定賃金加入命令は

縣告示年月日 總額制限方式

昭和一五、五、一〇 第三三一號 農業、林業、養蠶業、畜産業

同 一六、九、一九 第四八號 右第三の協定賃金全部

00480

の二つである。即ち第三の協定賃金のある場合は同種又は類似の事業の爲に、又は同種の労務者を雇傭する雇傭主は協定に加入して居らぬ雇傭も全部各該當の協定賃金に従ふべきことになつてゐる。併し特別の事由がある場合に於て地方長官の許可を受けた場合は、その許可の範圍で賃金の支給が出来ることになつてゐるは賃金臺帳、賃金規則の關係は第三の場合と同様である。

◆ 以上第一乃至第四に該當しない場合の事業主は全部定期日即ち昭和十四年九月十八日の賃金の範圍内に於ける賃金に依らねばならぬのであつて、これに對する賃金臺帳及び賃金規則の關係事項は第三の説明の場合と同一である。なほ指定期日に依らずして協定賃金を必要とするものに對しては順次認可する方針である。

◆ 以上賃金の統制に關して述べたのであるが、賃金の統制は現下我が國に於ける戰時經濟運営上最も緊要な方策を擔當して居るものであつて、これに違反した場合は勿論國家總動員法により處罰せられることになつてゐるから、雇傭主、労務者はもとより國民全体の責務としてこれが圓滑なる遂行を期しなければならぬ

藁工品の増産に努めよ 藁工品鍊成所の設置 奨勵助成金の交付

(農務課)

軍需品や肥料等の荷造包裝用として、呴や繩・筵等の需要が近來益々高まつて來てゐるのであるが、それにも拘らず軍需產業や生産力擴充產業並に一般民需產業に對する勞力供給難に伴つて、その供給はなか／＼困難な状況にあつて、昨昭和十五年の十一月から本年六月までの呴の生産成績に見ると、割當數量五十七萬枚に對して漸く十一萬五千五百餘枚を生産し得たに過ぎなかつたのである。爾後各農工品組合の自覺的協力によつて、本年四月より六月に至る成績については割當數三萬三千五百枚に對して三萬七千七百三十六枚といふ好成績を挙げ、中でも氣高郡美穂藁工品組合割當三千一百枚に對する一萬三千餘枚、大正村氣高組合の割當一千二百枚に對する五千三百餘枚、岩美郡米里村東大路組合の割當千二百五十枚に對する三千六百餘枚を始め、面影村面影組合の如きは當時未だ組合の成立を見なかつた爲割當がなかつたにも拘らず、有志七名の努力によつて一千八百三十枚の生産を見たと

いふ好成績を得るに至つたのであるが、なほ刻々増加する需要に對しては今後一層の生産増加を必要とするのである。

本年度の本縣呴生産割當數量は七十二萬枚であつて、これを第一期四月より六月まで、第二期七月より十月まで、第三期十一月より三月までの三期に分ち、この第三期即ち十一月より明年三月までの三ヶ月間に軍用二十二日・軍用十八日・肥料用十七日の三種合計三十三萬七千枚を生産しようとする計畫によつて縣下各農工品組合にその生産割當量を決定したのであるが、今これを郡市別に記すと次の通りである。

郡市別 生産割當數量

岩美郡	一二
八頭郡	五
氣高郡	一〇
東伯郡	五
西伯郡	八
日野郡	三
鳥取市	二
米子市	一
計	四六

組合數

岩美郡	二〇、三〇〇
八頭郡	一
氣高郡	一
東伯郡	一
西伯郡	一
日野郡	一
鳥取市	一
米子市	一
計	四六

前記のやうに呴の生産については漸次好成績を擧げるに至つて

あるのであるが、なほこの外に繩・筵等それゝ多量の生産増加を必要とする傾向にあるので、本縣に於ては今回「藁工品製造用機具購入助成金交付要綱」を定めて、農會、產業組合・縣藁工品組合に加入してゐる単位組合(今後加入することを條件とするもの)を含む)及び知事の適當と認める團體にして、共同利用又は交付を爲す目的を以て製縫機・製繩機・繩仕上機及び藁打機を購入しようとする場合に、其の機械代金に對して交付する郡市農會又は知事の認める團體の補助金に對して、その補助金額の範圍内にしてその事業主體の費用の二分の一以内に於て補助金を交付することとなつたが、その本年に於ける獎勵金並に機械臺數の豫定は次の通りである。

郡市別	獎勵金	製縫機	製繩機	藁打機
鳥取市	七〇〇 圓	二五 臺	一〇 臺	三五 臺
岩美郡	一、〇〇〇	三五	一五	五〇
八頭郡	一、五〇〇	五一	二三	七五
氣高郡	一、二〇〇	四二	一八	六〇
東伯郡	二、二〇〇	七六	三四	一一〇
西伯郡	二、〇〇〇	七〇	三〇	一〇〇
日野郡	九〇〇	三二	一三	四五

00482

米子市 五〇〇 一八 七 二五
計 一〇、〇〇〇 三五〇 一五〇 五〇〇

しかしこの薬工品増産獎勵金の外に、なほ副業獎勵農村に縣獎勵並に授產施設等の補助金約壹萬圓があつて、實際の増産補助の金額はまだ多額に上る見込であるから、從つて補助臺數についても尙變更を見る筈である。

又、薬工品増産のための施設としてはこの外に「鳥取縣薬工品組合薬工品鍊成所」が設けられて居り、尙鳥取縣呴增產競技會の開催が計畫されて居る。

薬工品鍊成所は本年四月より鳥取市立川五丁目に設置されてゐて、薬工品に關する地方中堅人物を養成して斯業の推進力たらしめるを目的とし、時局に重要性を持つ特殊薬工品の作製技術を短期間に習得せしめるものであつて、別に募集規定が設けられてゐるが、養成期間は一ヶ月である。但し本人の技術や成績によつて右期間も酌酌を加へられ、尙修了後も希望により繼續入所を認められることがになつてゐる。一期の人員は二十人となつてゐて、入所は概ね隨時自由に入所を許可する方針になつてゐるが、寄宿舍並に自炊の設備を有して、入所期間中は所内に起居して自炊生活をするものであつて、右に要する食費の實費は鍊成所で負擔し尙近接地よりの通勤も認められる。そして所長を於て所期の目的

を達したと認めたものに對しては終了證書及び製延機一臺を交付されることになつてゐる。

次に呴増產競技會は、本年七月十五日より明年三月末までを三期に分ち、第一期は七月十五日より九月末まで、第二期は十月一日より十二月末まで、第三期は一月一日より三月末までであつて、製呴組合二組合を一出品として郡市農會を經て申込み、毎月旬間中の成績報告によつて各期末に成績の中間發表を行ひ、

第三期末に於て成績審査の上、

一等 賞狀 副賞 金百圓

二等 賞狀 副賞 金三十圓

三等 賞狀 副賞 金十圓

を賞與することになつてゐる。會長は知事、副會長は經濟部長、事務長に農務課長があたり、審査長は農林省より派遣を乞ひ、審査官には縣・薬工品會社・全購販聯・縣農會・審査員には郡市町村農會・產業組合聯合會・町村產業組合がこれに當る。

時局がら食糧増產を始め各方面に労力の必要益を多きを加へる折柄ではあるが、農家の労力配置の研究による適正なる運用と、尙導き出し得べき餘剩勞力の利用等によつて、この薬工品の増産について一層の努力を希望にたえないのである。

00483

家庭用「釘」「針金」

「鐵線」の配給要綱

(商工課)

組合員を地區別に區劃し、縣に協議の上共同販賣所を設置して置き、市町村長の希望規格別數量を參照して規格別數量を決定し、これを擔當共同販賣所名と共に市町村長に通知するのである。

かくて市町村長は市町村民の配給申請があつたときは其の需要の緩急輕重を精査し、縣の割當範圍内に於て眞に必要と認めるものに對し所要の最少限度の配給量を決定して家庭用釘、針金、鐵線購入票を交付するのであつて、需要家庭より提出すべき申請書様式は次の通りである。

釘、針金、鐵線配給申請書(様式)

一 使用の目的

一 使用の場所(住所以外ニ於テ使用スル場合)

一直營請負ノ別(請負ノ場合ハ請負者住所氏名及所屬組合名)

一 使用豫定時期

一 種類及數量

種類 規格 申請數量 檢定數量 備考

現在、戰爭遂行並に生産力擴充等の爲に鐵類は極めて重要な資源であつて、これが國內に於ける使用については種々強度の統制が行はれてゐる爲、家庭用の釘、針金、鐵線については一般に不便を感じてゐるのであるが、各家庭に於ては時局の重大性をよく認識して努めてその使用を節約し、その必要のものについても成るべく代用品で済し得るものはこれを使用して行かねばならぬ次第である。しかし實際生活上是非これなくては立たぬ場合に於ては縣に於てもこれが配給の途を講じてゐるから、それぐ相嘗の手續を行つてこれが配給を受けるやうにせねばならないのであつて、次にこれに關する配給の要綱を説明することにする。

縣に於てはまず市町村別にこの釘、針金、鐵線について大体一ヶ月分の見込を以て割當をし、其の都度市町村長並に各地區商業組合に通知するのであるが、市町村長は豫め希望規格別數量を地區商業組合に通知して置かねばならない。

右査定ノ上配給相成度此段及申請候

昭和 年 月 日

申請者 住 所

氏 氏名

何市町村長 殿

又天災其の他特別の事情により、一時に多量を必要とする場合及び自己の工作物にして自らこれを施行し、一時に五貫以上を要する場合に於ては市町村長を經由し、右と同様式の申請書を知事宛にして縣に提出し（但し市町村長はこれに對して意見を附する）、工事を鳥取縣土木建築工業組合員又は鳥取縣建築業組合員の請負に附した場合は請負業者に調達せしめることになつてある尙、市町村に於ては、災害等の場合を考慮して少量の常時保有分を保留し、又市町村長の協議によつて市町村相互間に於て現品の交換又は譲渡をなすことが出来る。

次に共同販賣所は知事の指示した場合の外は、知事又は市町村長の發行した購入票と引替でなければ現品を引渡すことはならぬのであつて、共同販賣所は帳簿を備へて市町村別に受拂を明記し毎月末現在の受拂状況を翌月三日までに所屬地區商業組合を経て縣及び鳥取縣金物小賣商業組合聯合會に報告し、市町村長も帳簿を備へて各種別毎に受拂を明確にして置かねばならないのである

00485

スル荷造包裝用、鳥取縣因幡木箱組合員ノ製造スル製函用、鳥取縣粉屋組合聯合會員ノ使用スル粉屋用

農業 増産 推進隊の派遣

愈々農業増産の要緊切

各位の奮起挺身を望む

（農務課）

支那事變勃發以來既に滿四年の歲月は過ぎたが、この間我が國の食糧問題は昭和十四年秋を契機として急速度に深刻化し、今や一刻も猶豫を許さぬ状態に立ち至つてゐる。食糧問題は實に凡ゆる重大要素たることはいふまでもなく、皇國農民の使命は眞に異常なる緊要性を持つものであることをしつかり自覺しなければならないのである。

我が農業増産報國推進隊は昨年度に於て各地方長官の推薦により全國農業青壯年中より一萬五千名が參加し、二回に分けられて内原訓練所に於て「行」を中心とする皇國農民精神練磨の猛訓練が行はれ總理大臣・農林大臣・企畫院總裁の訓辭を始め、農林省主腦部は専門分野に於ける薦薈を傾けて農民の協力を要請せられ

たのであつて、本縣よりはその第一回推進隊員として挺身報國の念に燃ゆる三百二名の農村中堅青壯年が參加し農業増産上の輝かしき成果を齎して健全なる日本農村の筋骨となり、從來の利己的觀念を一擣して部落の爲村の爲に活動してゐるのであつて、郷土に於ける中核として同志的結合の下に偉大なる迫力による農村の推進力となりつゝある。

然るに今や獨ソの開戦を契機として歐洲大戰は全世界を大動亂の渦中に突入せしめ、我が大日本帝國はこの狂瀾勞濤の眞只中に立つに至り、從つてこれまで農業部門に與へられてゐた幾多の困難は、肥料に於て農業資材に於て將た勞働力に於て、今後更に倍加を見るに至るべきことは充分覺悟しなければならぬ處である。

この間にあつて食糧を中心とする農業増産の完遂に對し、我が農業者がよく其の責務を果し得るか否かは、文字通り國家の興廢を決する分歧點である。即ち今日の事態は昨年の推進隊訓練當時の比ではないのである。

農林省では此の緊迫せる事態に對處して、現推進隊員の激励奮起を更に促すと共に、本年度に於て新に一ヶ月に亘り推進隊訓練を行はれるに至つたのであつて、農業増産の爲には不可能事を可能とせねばならぬ現下の國情に鑑み、農村民特に中堅青壯年各位の奮起を切に期待する次第である。左に本年度農業増産報國推進

以上家庭用釘、針金、鐵線配給要綱の概要を述べたがこの割當は一般家庭用のみのものであつて、次に記す者の需要に對しては別途に配給されることになつてゐるから、この割當の中からは配給しないのである。

隊の要領を記して置く。

一 目標

現下國際情勢の緊迫化に鑑み、農業報國の熱誠に燃ゆる農村中堅人物に對し、食糧增産的重大性を認識せしめ、之に挺身邁往する氣魄信念を確立せしめる。

一 主催 農林省、農業報國聯盟共同主催

一 隊員

1 人數 一萬五千名(本縣三百名)

2 年齢 概ね二十五歳より四十五歳まで、心身健全にして現に農業經營に精勵し且つ増產推進の中核たり得る者

3 採用 地方長官の推薦に依る

一 時期

十二月十五日入所、一月十五日退所

一 訓練所

茨城縣 滿蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所

一 訓練

朝夕の行事、日本体操、駆足、教練、武道、作業、講演講話、座談會、研究會等

一 訓練

朝夕の行事、日本体操、駆足、教練、武道、作業、講演講話、座談會、研究會等

一 訓練

朝夕の行事、日本体操、駆足、教練、武道、作業、講演講話、座談會、研究會等

陸シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル	地方商工技師	北	中	武	雄
陸正八位	鳥取縣屬	谷口	勘治		
大杉ト改姓届出(以上十月一日附)	十一級俸下賜	防 疫監吏	岡本	彥太郎	巳
鳥取縣農林主事補ニ任ス	十一級俸下賜	地方農林技師	山本宣夫		
鳥取縣農林技師ニ補ス	十一級俸下賜	鳥取縣土木技手	吉野正雄		
水產試驗場勤務ヲ命ス(十月七日附)	十一級俸下賜	兼鳥取縣道路技手	大山操		
福井縣へ出向ヲ命ス(十月九日附)	十一級俸下賜	鳥取縣師範學校教諭	田中貞節		
鳥取縣師範學校舍監	十一級俸下賜	鳥取縣師範學校訓導	西村健義		
鳥取縣體育運動主事ニ任ス	十一級俸下賜	鳥取縣師範學校教諭	西村健兒		
高等官八等ヲ以テ待遇セラル	十一級俸下賜	鳥取縣師範學校舍監	松健兒		
體育運動主事ニ任ス	十一級俸下賜	鳥取縣師範學校教諭	田中貞節		
大山訓練所勤務ヲ命ス(十月二十二日附)	十一級俸下賜	鳥取縣師範學校舍監	西村健義		
警察部健康保險課兼保安課勤務ヲ命ス	十一級俸下賜	兵庫縣屬	大山操		
任鳥取縣屬	十一級俸下賜	松健兒	田中貞節		

00487

00486

鳥取縣農林技手 東恩納 貞夫					
鳥取縣農林技手ニ任ス	鳥取縣農林技手ニ任ス	鳥取縣農林技手ニ任ス	鳥取縣農林技手ニ任ス	鳥取縣農林技手ニ任ス	鳥取縣農林技手ニ任ス
水產試驗場勤務ヲ命ス(十月十一日附)	水產試驗場勤務ヲ命ス(十月十一日附)	水產試驗場勤務ヲ命ス(十月十一日附)	水產試驗場勤務ヲ命ス(十月十一日附)	水產試驗場勤務ヲ命ス(十月十一日附)	水產試驗場勤務ヲ命ス(十月十一日附)
地方事務官 石崎常夫					
杉野ト改姓届出(十月十三日附)	杉野ト改姓届出(十月十三日附)	杉野ト改姓届出(十月十三日附)	杉野ト改姓届出(十月十三日附)	杉野ト改姓届出(十月十三日附)	杉野ト改姓届出(十月十三日附)
河合健夫	河合健夫	河合健夫	河合健夫	河合健夫	河合健夫
鳥取縣商工技手ニ任ス	鳥取縣商工技手ニ任ス	鳥取縣商工技手ニ任ス	鳥取縣商工技手ニ任ス	鳥取縣商工技手ニ任ス	鳥取縣商工技手ニ任ス
經濟部商工課勤務ヲ命ス	經濟部商工課勤務ヲ命ス	經濟部商工課勤務ヲ命ス	經濟部商工課勤務ヲ命ス	經濟部商工課勤務ヲ命ス	經濟部商工課勤務ヲ命ス
鳥取國民職業指導所 織添正二郎					
學務部職業課兼務ヲ命ス(以上十月十四日附)	學務部職業課兼務ヲ命ス(以上十月十四日附)	學務部職業課兼務ヲ命ス(以上十月十四日附)	學務部職業課兼務ヲ命ス(以上十月十四日附)	學務部職業課兼務ヲ命ス(以上十月十四日附)	學務部職業課兼務ヲ命ス(以上十月十四日附)
鳥取縣屬 福安濟一郎					
体育運動主事從六位 田中武一郎					
敍正六位	敍正六位	敍正六位	敍正六位	敍正六位	敍正六位
地方農林技師 正七位 田中辰雄					
敍正七位	敍正七位	敍正七位	敍正七位	敍正七位	敍正七位
土木技師兼道路技師 井上明郎					
從七位	從七位	從七位	從七位	從七位	從七位
(以上十月十五日附)	(以上十月十五日附)	(以上十月十五日附)	(以上十月十五日附)	(以上十月十五日附)	(以上十月十五日附)

鳥取縣公報

第千二百八十三號

昭和十六年十一月十一日(第三種郵便物認可)

一一三

敍從七位

(以上十月十五日附)

警察部健康保險課兼保安課勤務ヲ命ス

00488

地方農林技師ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

山形縣農林技師ニ補ス（以上十月二十七日附）

依願免本官

鳥取縣農林技手 内 藤 壯 次 郎
長崎縣農林主事補 池 田 稔 峰 久 好 次
鳥取縣農林主事補 伊 津 野
經濟部農務課勤務ヲ命ス

米子財務出張所長ヲ命ス
同 長 尾 峰 久 好 次

鳥取縣農林主事補 池 田 稔 峰 久 好 次

鳥取縣農林主事補 伊 津 野
經濟部農務課勤務ヲ命ス

顧ニ依リ本職ヲ免ス（以上十月三十日附）

澤

地方農林主事補 伊 津 野
經濟部農務課勤務ヲ命ス

鳥取縣農林主事補 伊 津 野
經濟部農務課勤務ヲ命ス

倉吉警察署勤務ヲ命ス（十一月一日附）
西伯郡澀在ヲ命ス（以上十月三十一日附）
鳥取縣警部補 伊 藤 貞 男
町村名 八頭郡 大 村
日野郡 米澤村
氣高郡 瑞穂村
西伯郡 賀野村
岩美郡 岩井町
東伯郡 八橋町
東伯郡 花見村
日野郡 八鄉村
西伯郡 法勝寺村
西伯郡 大山村
氣高郡 勝谷村

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
支所 鳥取刑務所

昭和十六年十一月十一日印刷
昭和十六年十一月十一日發行